

米原市国土強靱化地域計画（概要）

第1章

◆計画策定の趣旨

- ・過去の自然災害の教訓を生かし、いつ起こるかわからない自然災害に対し、平時から対策を行うことが必要である。
- ・近年増加している自然災害や激甚化するであろう大規模自然災害に対応するためには、これまでの想定を超える事態に備えることが必要である。
- ・人口減少社会において、公共施設等社会資本の維持管理、更新、耐震化等が課題である。
- ・国土強靱化基本法の趣旨を踏まえ、今後想定される大規模自然災害に備え、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進し、強さとしなやかさを持った強靱な地域をつくるため、「米原市国土強靱化地域計画」を策定する。

◆位置付け

- ・本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画として位置付ける。
- ・国の国土強靱化基本計画および滋賀県国土強靱化地域計画との調和、「米原市総合計画」や分野別計画との整合を図る。

第2章

◆基本的な考え方

【対象とするリスク】 大規模地震および風水害

- 【基本目標】
- 人命の保護が最大限図られること
 - 市および地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - 市民の財産および公共施設に係る被害の最小化
 - 迅速な復旧復興

【事前に備えるべき目標】

- (1) 大規模地震または風水害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。
- (2) 大規模地震または風水害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる。（それがなされない場合の必要な対応を含む。）
- (3) 大規模地震または風水害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 大規模地震または風水害発生直後から必要不可欠な情報通信の機能およびネットワークは確保する。
- (5) 大規模地震または風水害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない。
- (6) 大規模地震または風水害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない。
- (8) 大規模地震または風水害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

【基本的な取組方針】

- ・国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災・減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた本市の全域にわたる強靱なまちづくりについて、東日本大震災等、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、効率的な施策の推進と設定した重要業績指標（KPI）をもとに進行管理を行う。

【計画期間】 令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間

第3章

◆米原市の地域特性

- 1 概要
- 2 災害特性
- 3 周辺地域における
原子力施設の立地

第4章

◆脆弱性評価

- 対象としたリスクを踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、31の「起きてはならない最悪の事態」を設定
- 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに強靱化に関する個別施策分野および横断的施策分野を総合的に評価

【施策分野】

＜個別施策分野＞ ①消防・防災、②都市・交通、③保健・医療・福祉、④産業・経済、⑤教育・子ども、⑥環境・上下水道、⑦行政機能
＜横断的施策分野＞ ①情報共有と防災意識の向上、②老朽化対策、③人口減少と少子高齢化

- 「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現状の課題と今後の施策を分析・整理
- 重要業績指標（KPI）を設定し、今後の施策の進行管理に活用

第5章

◆脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

- 1 **大規模地震または風水害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。**
消防用設備の耐震化、消防団力の強化、自主防災組織の組織率の向上、避難所となる公共施設の耐震化 等
- 2 **大規模地震または風水害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる。**
災害時受援計画の策定、自治体、民間業者等との災害相互応援協定の締結、計画的な道路整備の推進、災害時医療体制の充実 等
- 3 **大規模地震または風水害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。**
防災拠点となる施設等の整備・機能の充実強化、業務継続計画の策定
- 4 **大規模地震または風水害発生直後から必要不可欠な情報通信の機能およびネットワークは確保する。**
防災拠点等の非常用発電機の設置と発電容量の適量化、災害情報の伝達ルートの多重化、情報収集および伝達体制の充実 等
- 5 **大規模地震または風水害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない。**
事業所等の事業継続計画の策定支援、地域高規格道路の重要物流道路指定と整備促進、備蓄倉庫の整備と備蓄品の補充・更新 等
- 6 **大規模地震または風水害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。**
水道施設、配水管路の耐震化、飲料水確保の強化、公共下水道施設の重要幹線管渠の耐震化、計画的な道路整備の推進 等
- 7 **制御不能な二次災害を発生させない。**
市・消防団・自治会等における必要な資機材の整備充実、住宅・建築物安全ストック形成事業の推進、狭あい道路の拡幅、老朽化農業施設の長寿命化 等
- 8 **大規模地震または風水害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。**
災害廃棄物の迅速かつ適切な処理、災害ボランティア活動の円滑化、企業や団体等との応援協定の締結、計画的な道路整備の推進、橋梁の法定点検の実施 等